

## 令和元年第4回定例会 経済建設常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和元年12月13日(金) 午前9時57分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第152号 市道路線の認定について  
議第153号 市道路線の変更について  
議第154号 村上市下水道事業の設置等に関する条例制定について  
議第155号 村上市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第156号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第157号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第158号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第164号 令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
議第165号 令和元年度村上市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)  
議第166号 令和元年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)  
議第167号 令和元年度村上市上水道事業会計補正予算(第2号)
- 4 出席委員(8名)

|    |       |    |        |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 川崎健二君 | 2番 | 山田勉君   |
| 3番 | 本間善和君 | 4番 | 竹内喜代嗣君 |
| 5番 | 小林重平君 | 6番 | 大滝久志君  |
| 7番 | 小田信人君 | 8番 | 川村敏晴君  |
- 5 欠席委員  
なし
- 6 委員外議員  
稲葉久美子君 渡辺昌君 鈴木いせ子君  
高田晃君
- 7 地方自治法第105条による出席者  
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者  
副議長 大滝国吉君
- 9 説明のため出席した者

|              |             |
|--------------|-------------|
| 副市長          | 忠 聡君        |
| 農林水産課長       | 大滝敏文君       |
| 同課農業振興室長     | 小野道康君(課長補佐) |
| 同課農業振興室副参事   | 中川博之君       |
| 同課農業振興室係長    | 本保敦志君       |
| 同課林業水産振興室長   | 稲垣秀和君(課長補佐) |
| 同課林業水産振興室副参事 | 伊藤幸夫君       |
| 同課食材魅力推進係長   | 小田朋子君       |
| 農業委員会事務局長    | 小川良和君       |
| 地域経済振興課長     | 川崎光一君       |
| 同課経済振興室長     | 山田昌実君(課長補佐) |
| 観光課長         | 大滝寿君        |

|            |             |
|------------|-------------|
| 同課観光交流室長   | 片岡昌幸君(課長補佐) |
| 同課観光交流室副参事 | 齋藤健一君       |
| 建設課長       | 伊与部善久君      |
| 同課整備室長     | 須貝民雄君(課長補佐) |
| 同課管理室長     | 風間貴志君(課長補佐) |
| 同課管理室係長    | 矢部和貴君       |
| 同課日沿道対策室長  | 高橋和憲君(課長補佐) |
| 都市計画課長     | 山田知行君       |
| 同課建築住宅室長   | 浅野宏君(課長補佐)  |
| 同課都市政策室長   | 大西敏君(課長補佐)  |
| 下水道課長      | 志村悟君        |
| 同課工事係副参事   | 小田康隆君       |
| 同課管理業務室長   | 小林精司君(課長補佐) |
| 同課管理業務室係長  | 鈴木将利君       |
| 水道局長       | 山田広良君       |
| 同局参事       | 今井雅仁君       |
| 同局次長       | 東敏之君(課長補佐)  |
| 同局工事係副参事   | 菅原和英君       |
| 同局管理業務室副参事 | 長谷部淳君       |
| 同局管理業務室副参事 | 齋藤貴樹君       |
| 荒川支所産業建設課長 | 渡邊修君        |
| 神林支所産業建設課長 | 瀬賀豪君        |
| 朝日支所産業建設課長 | 大滝清考君       |
| 山北支所産業建設課長 | 加藤泰君        |
| 同課産業観光室長   | 森山治人君(課長補佐) |

10 議会事務局職員

|     |      |
|-----|------|
| 局長  | 小林政一 |
| 副参事 | 鈴木涉  |

(午前 9時57分)

委員長(川村敏晴君)開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

**日程第1** 議第152号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長(建設課長 伊与部善久君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

建設課長 改めて、おはようございます。建設課だが、よろしく願いいたす。それでは、議第152号 市道路線の認定についてのご説明をさせていただきます。本案は、現在七湊地内の岩船町街道踏切付近から瀬波温泉トンネル松山地内の出口付近に向けて、新潟県において県道岩船港線松山バイパス事業を進めさせていただいているが、その事業が完了した時点において、現在の県道岩船港線のうちふれあいセンター付近、国道345号との交点、いわゆる十字路になるけれども、そこから市道七湊1号線との交

点、七湊踏切の手前、松山に行く丁字路になるところになるけれども、その区間が県道岩船港線の振りかえによって市道に移管されることとなる。そのための事前の  
手続として、この路線の市道認定について県道岩船港線松山バイパス事業の着手時  
点において行わなければならないということで県のほうからお話があって、このた  
び市道路線の認定をお願いするものである。なお、市道路線の認定における起終点  
位置、幅員、延長については、議件書の別記に記載のとおりだが、幅員が9.3から  
20.1メートルで、延長が1,695メートルとなっている。それでは、議件書の市道路線  
認定説明図をごらんいただきたいと思う。今回認定お願いいたす路線は、先ほども  
申し上げたが、ふれあいセンター付近の国道345号の交点を基点とし、新たに整備さ  
れる県道岩船港線松山バイパスの七湊側交点を終点とする路線となっている。簡単  
だが、説明については以上である。どうぞよろしくお願いいたします。

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第152号につい  
ては、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第2** 議第153号 市道路線の変更についてを議題とし、担当課長(建設課長 伊与部善久君)  
から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

建設 課長

それでは、議第153号 市道路線の変更についてのご説明をさせていただきます。本案は、  
市道の2路線について終点位置の変更をお願いするものである。そのうち1路線、  
村上市塩町地内の市道塩町北裏線については、民間開発による路線のつけかえによ  
り終点位置が変わることから、変更をお願いするものである。また、村上市笹平地  
内の市道笹平1604号線については、路線の一部が権原のない民地を供用していたこ  
とから、公図との整合を図るため終点位置の変更をお願いするものである。なお、  
路線変更に伴う起終点位置、幅員、延長については、別記に記載のとおりだが、本  
案による終点位置の変更に伴い、市道塩町北裏線については、延長が2.5メートル増  
となり、市道笹平1604号線については、延長が259.1メートル減となる。それでは、  
初めに市道塩町北裏線の市道路線変更説明図をごらんいただきたいと思う。図面の  
右上から左下に向けての破線が変更前である。同様に、それに沿って右上から始ま  
る実線が変更後となる。先ほども説明をさせていただいたが、今回の終点位置の変  
更は、民間開発による市道位置のつけかえによるものであるが、同時に開発者から  
用地の寄附があったことから、つけかえ区間の幅員については、現況の0.9メートル  
から4メートルに広がっている。次に、市道笹平1604号線の市道路線変更説明図を  
ごらんいただきたいと思う。こちらも先ほどと同様に破線で示したものが変更前で、  
実線が変更後となる。今回の終点位置の変更は、図面で示している実線と重複して  
いない終点側の破線部分について権原のない民地を供用していたことから、公図と  
の整合を図るため変更をお願いするものである。説明については以上である。どう

ぞよろしく願ひいたす。

(質 疑)

- 本間 善和 課長、塩町のところ、今までのやつを開発によって分離した格好で、この図面だと下のほうになるわけだ。新しい路線という格好になるわけだけれども、この上のほうの破線の部分はどんな格好になるのか。取り扱いはどうなるのか。
- 建設 課長 破線の部分と今の実線の部分を交換みたいな形でつけかえをして、敷き幅とすれば90センチの敷き幅しかないところに、寄附をいただいて、実線の下の部分については4メートルの道路になるというところである。
- 本間 善和 そうすると、この破線の部分は今度民間の土地になると。代金等の云々はないという格好になるのか。例えば土地、同金額で動くものだから、土地は動くけれども、金の出し入れはなしという格好で考えてよろしいだろうか。
- 建設 課長 そのとおりで、いわゆる交換なので、90センチの敷き幅の道路を下につけかえてやって、あわせてそのときにご寄附をいただいたということで、下の道路については4メートルになるというところである。
- 本間 善和 わかった。結構である。

〔委員外議員〕

- 渡辺 昌 済みません、笹平のほうなのだけれども、これによって除雪とかその辺はどういう感じになるのだろう。
- 建設 課長 基本的に今回この経緯がわかったというのは、この奥が豚舎になっているのだが、豚舎のほうで豚コレラの関係でフェンスをつけたいということで、市道のところをフェンスで仕切るということで、通行どめにしたいというちょっとお話があって、よくよく調べていったら、そこから先はもう民地だったということで、市道については民地中市道はいかなものかということで、今回市道を公道が存する部分までにしたということなので、中については今後については民間、その豚舎のほうの管理になろうかというふうに考えている。
- 川村委員長 よろしいか。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第153号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第3** 議第154号 村上市下水道事業の設置等に関する条例制定についてを議題とし、担当課長（下水道課長 志村 悟君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

- 下水道課長 それでは、議第154号 村上市下水道事業の設置等に関する条例制定についてを説明させていただきます。この条例は、事業の経営成績や財政状態を基礎とした経営状況を的確に把握することを目的に、平成27年1月に総務省より要請のあった下水道事業への公営企業会計の適用について必要な事項を定めるものである。規定している事項、形式については、総務省が示しているものを参考として作成している。内容については、まず第1条、第2条において、下水道事業を設置すること、また下水道事業に地方公営企業法の財務規定を適用することを定めている。また、第3条については、下水道事業における経営の規模を規制しており、今までの公共下水道事業、

集落排水事業、個別浄化槽事業と同様の範囲、規模としている。以下、第4条以降については、重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除、業務状況説明書の作成について規定している。なお、附則において、第1条でこの条例の施行年月日を令和2年4月1日とすること。第2条において、現在特別会計条例に規定されている公共下水道特別会計と集落排水特別会計について、特別会計条例より削除することを規定している。簡単だが、説明は以上だ。よろしく願います。

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第154号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第4**

議第155号 村上市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（水道局長 山田広良君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

水道 局長

それでは、議第155号 村上市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。今ほど下水道のほうからも説明があったように、公営企業会計移行に伴う条例等の一部改正の件については、平成27年1月の総務省の要請に基づいたものである。これに基づいて移行の準備を進めてきたところである。改正の理由についても重複するところではあるが、近年の施設の老朽化や人口減少による料金収入の減収問題と公営企業をめぐる経営環境の厳しさが増しているというところで、基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むという趣旨である。結果的に経営状況の的確な把握が可能となり、経営のさらなる健全化、住民サービスの向上にもつながるということでの重点取り組みとされている。新旧対照表については、資料の63から71Pをごらんください。条例改正の概要については、これまでの条例題名の公営企業を上水道事業及び簡易水道事業に改めて、第2条の2で公営企業法の規定の全部を適用させる。なお、村上市簡易水道事業条例についての変更はない。次に、第4条では、下水道課と水道局の組織統合によって、水道局を上下水道課に改める。また、第5条では、地方自治法の一部改正によって生じた条ずれを改正するものである。条例改正は、令和2年4月1日から施行するものであって、附則についてであるが、村上市職員定数条例の水道企業を水道事業に改め、市庁事務局及び水道事業の職員数を改める。また、特別会計条例の対象から簡易水道事業特別会計を削り、令和元年度決算処理及び会計を引き継ぐため、経過措置を設けるとともに、水道条例規定の一部文言を改める。以上、ご審議のほどよろしく願います。

(質 疑)

竹内喜代嗣

お伺いする。上下水道課になるということなのだが、職員の皆さん、今でも手いっ

ぱいで働いていらっしゃると思うのだけれども、全体のその事業に比べての人数は、局長減って課長になるということだから、管理職は減るのだろうけれども、定数はどんなふうになるのだろうか。

水道局参事 職員の配置については、人事異動で公表にならない限り私どものほうでは把握していないが、一応新しい組織としての要望は担当課のほうに伝えている。

竹内喜代嗣 経過措置を設けるということが入っているから、心配するのは、簡易水道の部分での料金、簡易水道というのは収支が合わなければ、要するに一般会計から繰り出して経営していた、事業をやっていたと思うのだけれども、それが全く採算で考えていく公営企業会計ということになれば、当然値上げが考えられるのだけれども、その辺の見通しはいかがだろうか。

水道 局長 委員がご心配される点ごもっともである。それであるが、このたびの公営企業化については、先ほどのところでも触れたが、簡易水道条例のほうの変更がないということで、上水道と一体化するものではないので、会計についてはまた別な、今までと同じ形で継続していく。それで、一般会計の繰り入れのほうも、今見直すというようなどころにはなっていない。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第155号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

日程第5 議第156号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（観光課長 大滝 寿君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

観光 課長 では、お願いします。それでは、議第156号 公の施設に係る指定管理者の指定についてである。指定管理者の指定に係る資料をごらんいただきたいと思う。5 Pから7 Pにかけてである。施設の名称は、笹川流れ夕日会館及び桑川駅前広場駐車場である。指定管理者となる団体は、笹川流れ観光開発、代表者は富樫正二郎だ。指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日の5年間だ。公募による応募は、この笹川流れ観光開発の1団体のみであった。笹川流れ観光開発は、山北地区内の民間事業経営者等の6人が個人格として参加し、山北地区の活性化のためとの思いから令和元年8月に新たに設立された。地域の買い物困難者対応や併設されている桑川駅利用者への対応として、JRとの連携など自主事業として情勢の変化に柔軟に取り組んでいくことも提案されていて、また公の施設として適正かつ公正、公平な運営管理を目指すこととしている団体である。団体の構成員がかかわる事業は、多業種にわたっていて、地域事情にも精通していることから、利用者へのサービスと道の駅機能の向上が期待されている。また、議会のご承認がなされ、指定管理業務が開始された後には、株式会社として法人格の取得手続も進めていきたいとのことである。その他資料には根拠条例、制定までの経緯等が記載されている。これらの状況によって、指定管理者選定委員会からは、答申された候補者の選定結果を適当と認めて笹川流れ観光開発を指定管理者として指定するものである。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜るようよろしく願いいたします。以上だ。

(質 疑)

- 本間 善和 課長、わかる範囲でちょっとお尋ねしたいと思うので、幾つかあるので、お答えをお願いしたいと思う。今の選考委員会でのこの理由書を私も何度か読んでもらって期待をしている一人としてお聞きしたいのだけれども、道の駅の私最大の課題は、やはりこの冬場の観光客の少ない時期、これをどう乗り越えるかということだと思うのだけれども、選定理由の中にも、閑散期におけるこの対応という格好での取り組みをしたいというお話が書いてあるが、具体的にどういうことなのだろうか。わかる範囲でお願いします。
- 観光 課長 選定委員会の中では、一応桑川に上がる魚等を利用した開きとかをつくっての商品化をしたいとか、そのようなことでの冬場の要は収入源としての新たな事業展開もその会場を使ってやりたいというようなお話もあった。
- 本間 善和 観光 課長 その今会場を使ってということは、そこで加工したいということなのだろうか。あいているスペース等を使って、そのようなことも考えているというような話があった。
- 本間 善和 ということは、また設備投資、加工の場所をしたり、生魚なので、そういうものの場所をまた新たにつくらなければならないということになるわけか。よく私魚の加工場を見たりしているのだけれども、隣接して近くにも遊覧船の場所があるわけだけれども、かなりの投資額を入れないと加工、薫製とか干物とか云々だというのは冬場にはできないと思うのだけれども、そんな安易な考え方でよろしいのだろうか。
- 観光 課長 投資、新たな場所の設置、改修とかという話までは、そのときには聞こえてはいないが、そのような形でいろんな形で、要は閑散期に収入に結びつけるような手だてをとっていきたいというような話で、代表的なというか、例えという形でのその魚の開き加工とかということをお話していた。
- 本間 善和 何点かお聞きしたい中のもう一点として、確かにこの地区の買い物困難者というのは、非常に困っている方が多いということは私も認識しているのだけれども、この道の駅がどういう対応で対応してこの買い物困難者の対応を解消するというお考えなのか、その辺のところの具体的なお話があったら。
- 観光 課長 山北地区での買い物困難者の部分については、いろんなところで相談というか、お話し合いが持たれているわけなのだが、特にこの海岸部の商店の減少というのも非常に取りざたされていて、ましてこの構成員になる方たちも地域の方であって、山北地区のその買い物困難という事情を十分把握されている方である。その周辺の方たちがそこで買い物できるような商品ぞろえをその場所でやっていくというような考え方のもとで、地域の方にも利用していただきたいような施設になればいいというような形での提案があった。
- 本間 善和 というと、この今のお話では一般の観光客がお土産として買うようなお土産以外にも、生活用品としての必要なものもその道の駅で販売を考えているという格好で理解してよろしいだろうか。
- 観光 課長 そのようである。また、そのほかに道の駅としての機能ということで、子育て世帯にというようなことでの子どもの紙おむつ等の準備とかということでの提案もあった。
- 本間 善和 もう一点、最後になるけれども、JRを使った確かにイベント列車海里というのがこれから走り出すと思うのだけれども、この海里というのは、今までの列車の名前

観光 課長 が変わったという格好で私捉えているのだけれども、新たにこの海里との関係というものは、道の駅はどういうふうなこと提案していたか。

観光 課長 現状でも、今の直営でも海里のお客様対応ということでお願いしているのだが、それを継続してやっていきたいというようなこともあるし、また新たな企画等が出てくれば、その都度JRさんと協力しながら、協力できる部分を対応していきたいというような話である。

本間 善和 あと最後になる。本当の最後だが、私は非常にこれは頑張ってまず成功してもらいたいという格好でのお願いなので、担当課としても民間の方々、この6名の方々、この道の駅の経験というのは初めてだ、私見していると、6名ともわかるものだから。その辺のところ初めてなので、やはり役所との連携というのは非常に重要になると思うので、目的が最終的には達成されるようにひとつ頑張っていたきたいと、そう思う。以上である。これは結構である。

三田 議長 審査にも影響するものだから、ちょっと発言させて。このたびから指定管理について、積算見積もりというようなことで私のほうからお願いして、金額だけでなく明細書を若干つけさせていただいたけれども、せっかくつけていただいて、支出の分のその他で3,837万2,000円、3,000万円もの大金をその他でくるといのは、やっぱり問題あると思うので、せっかくこうして内訳つくってくれるのであれば、審査にも関係あるので、きちんとした内訳を出していただきたいと思うが、副市長、全部のあれでひとつ考慮するように頼む。

副市長 ご指摘はごもっともかというふうに思う。これだけの金額の中身がよくわからないということでは、確かに審査にいろいろ影響もあるのだろうというふうに思う。今後改めてお示しいたすようにしていきたいというふうに思う。よろしく願います。

竹内喜代嗣 それでは、お伺いする。今まで直営で市が道の駅を運営していたかと思うのだが、そこで雇用されていた方の扱いはどうなるのだろうか。希望される方は、継続して働くようなことになるのだろうか。

観光 課長 今のお話のとおりで、雇用されている方については、引き続き継続できるかどうかというのを確認をいたして、その方の希望を入れながら雇用していくような方向である。

竹内喜代嗣 1点だけお聞きする。今の質疑の中でも出てきたけれども、いわゆる冬場の閑散期に当然赤字になるかと思うのだ。その際、従業員の賃金の支払いに困難が生ずるようなことがあれば、大もとの雇用者、発注元である市が責任を持って補助する必要があるかと考えるのだが、その件についてはどのような考え方でいらっしゃるか。

観光 課長 積算根拠の中に、1年分の従業員の必要な部分の給与という形で当初から見込んであるので、閑散期だ、繁忙期だということでは影響してこない部分かと思われる。

竹内喜代嗣 つまりその指定管理の中に既に従業員の給料は支払われるので、問題ないのだという解釈でいいのだろうか。

観光 課長 私どもの積算の中には、人件費と先ほどこの表の中にもあるけれども、その分で必要な人数を見込んでいて、その際に要はその必要な月額というか、その部分というのは、全部規定によって算定の中に入れて計算されている。

竹内喜代嗣 では、指定管理料は年間でそれだけお支払いすると。それで、事業活動をやった利益が出た部分は、それは市に納めるという形になるのだろうか。

観光 課長 要は併用型なので、利益と指定管理料とプラスした形での指定管理という形になるので、利益を私どものほうに納めるとかという話ではない。また、大幅に出たとき



には、またご相談というのがどの指定管理でも同じなのだけれども、そういう形にとられている。

川村委員長 よろしいか。

〔委員外議員〕

渡辺 昌 今回生活困難者対策ということで、生活日用必需品とかも販売するというものだけれども、これ新しい視点で、そのこと自体は否定はしないけれども、例えば今まで道の駅という観光施設というイメージあって、最近だとコンビニとか併設した道の駅もあるし、コンビニ機能を持たせた道の駅も多く見かけるけれども、そういう施設の中に生活必需品を並べるというのは、表現はきついかもしれないけれども、うまくやらないと生活臭くなるというのだろうか、だから観光として来た方は意識とそのギャップ、その辺を埋めるために陳列相当工夫しないと道の駅の評価が下がってしまうような気がするのだけれども、その辺の陳列とかそういう工夫については、何らか今話し合いなり工夫するような話というのはあるのだろうか。

観光 課長 当然そういう懸念をされる方もいるし、新たな企業なので、その辺は私どもと十分コミュニケーションとりながら対応していければいいのかなというふうには思っている。

川村委員長 よろしいか。

高田 晃 この指定管理の選定方法についてちょっと二、三お伺いしたいのだけれども、選定の理由、公募の場合4項目あるいは5項目、それによって基準点をつけて点数を出していくというふうなことだが、これ前のこの公募のあらかわ病児保育センター、これと今のこれ、笹川流れ夕日会館、駐車場、公募による施設だけれども、このところで選定理由のいわゆる基準である項目、これ4項目になっているのは何か理由があるのだったか、通常5項目になるのだが。

観光 課長 選定委員会の所管が総務になるので、詳しいところのお話はちょっと今申しわけないのだが、わからないのだけれども。

高田 晃 わかった。もう一点だが、これはさきの委員の発言にもあったとおり、私これを見たとき、やはり選定理由が余りにも抽象的だと。先ほど本間委員が言ったとおり、冬場の閑散期における対応についても検討しているとか、あるいは地場製品の活用を提案しているとか、中身が全く、今課長の説明を聞いて理解はしたところだが、指定管理の選定についてのこの資料とすれば、ちょっとその辺は不足なのではないかなというふうに思うし、もう一点はこれ議長から話があったとおり、この指定管理料の中でやっぱり3,800万円ものその他の経費が出ているというのはいかなものかなというふうには思っている。特に非常にこれ注目している施設なので、その辺はしっかりと提案をしていったほうがいいのかという意見である。以上だ。

川村委員長 これ、では答弁いいね。では、副市長から改めて細かい資料。

副市長 今ほどご意見いただいたように、市といたしても大変重要な観光資源、観光施設であるというふうな認識もある。ましてや、今直営でやっているけれども、地域の方々の総意のもとにこうして手を挙げていただいたということであるので、お示しいたした資料に若干の不足はあったけれども、今いただいたご意見をしっかりと受けとめさせていただきながら、事業者とも連携して、実のある、そして多くの皆様方に利用いただけるような施設になるように、私のほうからも十分指導していきたいというふうに思う。よろしく願います。

川村委員長　それでは、よろしく願います。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第156号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第6** 議第157号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（観光課長 大滝 寿君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

観光 課長　それでは、引き続きお願いいたします。議第157号 公の施設に係る指定管理者の指定についてです。指定管理者の指定に係る資料18Pから19Pをごらんください。本案件は、公募によらず現在の指定管理者へ現指定期間に引き続いて指定しようとするものである。施設の名称は、山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」、指定管理者となる団体はさんぼく体験交流企業組合、代表者は代表理事の加藤英人だ。指定の期間は、令和2年4月1日から令和5年の3月31日の3年間である。公募によらない理由としては、過去4期にわたる指定管理者の運営実績があつて、地域の特色を生かした活性化の拠点施設として設置目的に合致した活動を続けており、そのノウハウをまた備えていることが挙げられている。また、地域の体験交流のキーステーションとして意欲を持って取り組んでいることが指定管理者選定委員会でも評価をされてきて、今回指定管理者として願うものである。それらの資料には、根拠条例また制定までの経緯等が記載されているので、よろしくご審議の上、ご決定賜うようお願いいたします。

（質 疑）

本間 善和　この指定管理者、組合というのは、今まで確かに十数年、4期もやってきているということで、非常に長い間実績があるという組合だけれども、今回こういう実績のある組合でも、3年しか契約期間を設けないという理由は何か。

観光 課長　以前からお話しされているように、山北地区の勝木周辺の拠点化というようなことで、今地域を含めて協議が重ねられているが、そこにその八幡の影響がどうかかわってくるのかということのまだ結論が出ていない。その間、現在3年間ということでも指定管理をしていたので、5年間というよりは、その間をまた延長して、3年間のうちに八幡のあり方も含めたその方向性という部分を出したいというような考え方があつて、現在通常であれば再延長ということであれば5年というようなものあったけれども、現在はその結果を急ぎたいということで、3年間というような形になっている。

本間 善和　確かに課長今おっしゃるとおり、私の記憶でも何度か一般質問でした中で、令和2年度、来年度計画を立てるという格好で取り組んでいると思うので、この3年が妥当なのではないかと私も思っている。それからもう一点、この施設の中にかがり火という食堂があると思うのだけれども、これは全くこの管理委託には入っていないのだよね、確認だけれども。

観光 課長　かがり火の部分については、自主営業の部分になって、市からそこを借り受けて自分たちがやっている事業ということになる。指定管理は、あくまでも八幡の部分だけである。

川村委員長　よろしいか。

本間 善和 もう一点、いいか。最後になるけれども、そうすると借り受けているということは、別会計で借り賃をもらっていると思うのだけれども、このかがり火のほうの修繕とか云々、建物の修繕とか云々出た場合は、どちらが持つというか、どういうふうになっていたか。

観光 課長 その部分については、市からの持ち出しというのではない。

本間 善和 わかった。結構である。

〔委員外議員〕

高田 晃 1点だけ。交流の館「八幡」のほうだけれども、私も何回か利用させてもらって、非常にいい施設。特に青少年だとかそういうスポーツ団体の合宿等にも利用しているのだが、前年度の実績はどのくらいあるのか。この八幡だけでいい。

観光 課長 八幡の平成30年度の宿泊者数なのだが、4,222人、それから日帰りの入浴者が5,324人となっている。

高田 晃 ありがとうございます。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第157号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第7** 議第158号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 大滝敏文君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

農林水産課長 それでは、議第158号 公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明をいたす。資料20Pをごらんいただきたいと思う。公の施設の名称であるけれども、大津クロッカス農村公園である。指定管理者となる団体であるが、大津区区長、渡辺雅雄様である。指定の期間であるが、令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間である。4の公募によらない理由であるけれども、地区の公園といたして一定の管理権限を持って自主的な運営を行うため、大津区を指定管理者として指定したいという理由からである。5、指定管理者となる団体の概要については記載のとおりである。6、指定管理及び運営の提案要旨であるけれども、こちらに記載のとおり、指定期間は他の農村公園と同様に申請して管理料は無償とするものである。7、選定委員会の答申・意見については、ここに内容のとおり了承の答申を受けている。以上、簡単であるが、説明とさせていただきます。

（質疑）

竹内喜代嗣 あちこちで農村公園の子どもたちの遊具が壊れて撤去されたりしているのだけれども、こちらのほうは大丈夫なのだろうか。

農林水産課長 こちらというと、この公園ということであるね。こちらは、昨年度末に3月に新設した農村公園であって、こちらにはベンチ8基を設置している。なので、老朽化した遊具等そういういったものはない。

川村委員長 よろしいか。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第158号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第8** 議第164号 令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長（下水道課長 志村 悟君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

下水道課長 それでは、議第164号 令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について概要をご説明いたします。1Pをごらんいただきたいと思う。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,430万円を追加し、予算の規模を46億2,600万円にしようとするものである。歳入歳出の主なものについてご説明させていただく。最初に、7P、8Pをお開き願う。歳入については、第5款1項1目繰越金で、平成30年度決算の確定により繰越金1,430万円を補正させていただく。続いて、歳出についてご説明させていただく。9P、10Pをお開きください。10Pの説明欄で、1款1項1目総務管理費の1、公共下水道事業総務管理経費については、令和2年4月1日からの公営企業会計移行のための準備経費といたして、領収印の作製経費、下水道負担金納付書の印刷など、消耗品費、印刷製本費、庁用器具購入費、合わせて22万6,000円を、また平成30年度分消費税額の確定に伴って、不足分704万2,000円を追加いたしました。2、公共下水道事業職員人件費については、人事異動による人件費の調整により8名分で332万1,000円を減額いたしました。次に、1款1項2目汚水施設管理費、1、公共下水道施設維持管理経費については、事務補助員賃金において単価の改定によって1万4,000円を、それから光熱水費で汚水処理場などの施設の電気料金の値上がりにより不足すると見込まれる電気料640万円を追加させていただいた。次に、1款2項1目下水道建設費、1、公共下水道建設経費では、村上地区仲間町地内の下水道管工事において、道路管理者との協議により開削工法から推進工法へ変更する必要が生じたため、不要となった水道管移設補償710万円を減額し、工事請負費に710万円を追加するものである。2、公共下水道建設事業職員人件費については、人事異動による人件費の調整により8名分で391万4,000円を追加いたしました。3款1項1目予備費については、調整のため2万5,000円を追加させていただいた。説明は以上である。よろしく願いいたします。

（質疑）

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第164号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第9** 議第165号 令和元年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長（下水道課長 志村 悟君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

下水道課長 それでは、議第165号 令和元年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について概要をご説明いたします。歳入歳出予算の総額にそれぞれ230万円を減額し、予算の規模を12億6,540万円にしようとするものである。歳入歳出の主なものについてご説明させていただきます。最初に、7P、8Pをお開きください。歳入については、第3款1項1目集落排水事業県補助金、1、農業集落排水事業費補助金で、交付額の確定により43万8,000円を減額いたしました。4款1項1目一般会計繰入金では、決算見込みにより1,222万6,000円を減額いたしました。5款1項1目繰越金では、平成30年度決算の確定により前年度繰越金1,036万4,000円を追加いたしました。続いて、歳出について説明させていただきます。9P、10Pをお開きください。10Pの説明欄で、1款1項1目農業集落排水総務管理費の1、農業集落排水事業職員人件費については、人事異動による人件費の調整により4名分で359万5,000円を減額いたしました。次に、1款1項3目農業集落排水施設管理費、1、農業集落排水事業施設維持管理経費については、光熱水費で処理場などの施設の電気料の値上がりにより不足すると見込まれる電気料120万円を追加いたしました。次に、1款2項1目農業集落排水建設費、1、農業集落排水改築更新職員人件費では、人事異動による人件費の調整により2名分で4万1,000円を追加いたしました。3款1項1目予備費については、調整のため5万4,000円を追加させていただいた。説明は以上だ。よろしく願いいたします。

（質 疑）

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第165号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第10** 議第166号 令和元年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長（水道局長 山田広良君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

水道 局長 それでは、議第166号 令和元年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。1Pをごらんください。第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ570万円を減額し、予算の規模を4億7,790万円とするものである。次に、7、8Pをごらんください。歳入で第2款使用料及び手数料、1項1目水道使用料では、現年度分を560万円減額し、第3款1項1目一般会計繰入金を10万円減額するものである。次に、9、10Pをごらんください。歳出では第1款総務費、1項1目一般管理費では、消費税の確定によって512万1,000円を不用額として減額し、人事異動に伴い職員人件費3名分であるが、282万2,000円を減額し、1款1項2目施設管理費では、今後の施設維持経費、電気、電話料の不足見込みとして295万3,000円を増額させていただくものである。次に、2款施設費、1項1目施設建設費では、人事異動等に伴って職員人件費2名分の調整によって140万5,000円を減額するものである。人件費の内容等については10Pの説明欄に、給与明細については11Pから15Pに記載のとおりである。以上、よろしく願い

たす。

(質 疑)

- 本間 善和 課長、この現年度分の水道料の減という、簡易水道の減というのは五百何十万円あったよね、収入の。ちょっとその・・・。
- 水道 局長 収入のほうの減額補正の見込みであるが、これについては、9月末時点の実績で見ると、4月から9月の調定額、これが前年比91.51%となっていて、原因として考えられるものがちょっと昨年度からの寒波で使用料ふえてきたものが平成30年度にも一部入っていたものがあって、その増加していったものの反動減というか、そういったことと、あとまた6月、7月にちょっと使用料の伸び悩みがあったというようなことが原因かと思われる。
- 本間 善和 そうすると、間違いなく見込み違いだということで、滞納とかそういう問題ではないということだね。
- 水道 局長 外部要因というか、そういったものでの今回の補正のものではない。
- 本間 善和 わかった。いい。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第166号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程 第11** 議第167号 令和元年度村上市上水道事業会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(水道局長 山田広良君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

- 水道 局長 それでは、議第167号 令和元年度村上市上水道会計補正予算(第2号)について説明申し上げます。1Pをごらんください。第2条は、収益的収入及び支出の補正で、収入で第1款水道事業収益、第2項営業外収益を5万2,000円減額し、収益的収入の予算を11億4,727万7,000円に、また支出では第1款水道事業費用、第1項営業費用1,470万9,000円を追加し、収益的支出の予算を10億9,527万4,000円とするものである。第3条は、資本的収入及び支出の補正で、2Pのほうをごらんください。第1款資本的支出、第1項建設改良費を3万3,000円追加し、資本的支出の予算を6億4,961万3,000円とするものである。これによって、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は5億8,197万円となり、これを当年度分消費税等資本的収支調整額2,440万7,000円と当年度分損益勘定留保資金4億5,081万2,000円、それと減債積立金3,000万円及び建設改良積立金7,678万4,000円で補填するものである。補正の内容については、3、4Pの第2条の収益的収入及び支出において、収入で1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金で、統合前の上山田地区の簡易水道に係る起債償還利息が確定したこと及び人事異動に伴って児童手当が変動したことにより5万2,000円を減額いたした。また、5、6Pであるが、支出では1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費で、人事異動等による調整3名分であるが、人件費1,034万3,000円を減額及び漏水などの修理費が多かったことによって、配水管などの修繕費を920万円を増額し、また総係費では、同じく人件費等13名分

あるが、構成職員の変更に伴い、調整によって給料、手当、賞与引当金及び共済費合わせて1,390万円を増額。それと、令和2年度からの下水道課との組織統合に伴う納付書等、それから印刷製本費、システム改修委託費などで195万2,000円を増額し、営業費全体では1,470万9,000円を増額するものである。また、7、8Pのほうであるが、3条の資本的収入及び支出については、1款1項1目拡張事業費において、これも職員人件費、職員の構成の変更によって、1名分であるが、3万3,000円を増額するものである。また、2Pのほうにお戻りいただいて、最後に第4条は、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正で、職員給与を359万円増額し、1億3,641万2,000円とするものである。給与明細については、9Pから13Pに記載のとおりである。以上、よろしく願いいたします。

(質 疑)

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第167号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（川村敏晴君）閉会を宣する。

（午前11時08分）